

随 意 契 約 調 書	
工 事 (業 務 委 託) 名	岩倉水源地自家発電設備更新修正設計業務
工 事 (業 務 委 託) 場 所	鳥羽市 岩倉町 地内
契 約 分 類	工事 <u>業務委託</u> その他 ()
契 約 概 要	水道工事設計業務 浄水場更新設計 設計協議 N = 1 式 実施設計 N = 1 式 地形測量 現地測量 N = 1 式
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 4 日 ~ 令和 7 年 1 2 月 2 日
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 4 日
契 約 金 額	1, 8 7 0, 0 0 0 円 (税込み)
契 約 相 手 先	三重県津市岩田 13-28 三重ビル 5 階 株式会社西日本技術コンサルタント三重事務所 所長 山崎 博之
契 約 相 手 の 選 定 理 由	株式会社西日本技術コンサルタントには、多数の専門技術者が在籍しており、三重県及び市町から数多くの業務を受注している。過去には、前回業務以外にも、水道課発注の「水道管網計算及び管路地震被害想定検討業務」、「菅島地区重要給水施設耐震性貯水槽設計業務」等を受注しており、本市の水道事業においても類似業務の実績があることから、本業務を十分に遂行することが可能である。 株式会社西日本技術コンサルタントは前回業務を受注し、岩倉水源地の自家発電設備の現地状況、特性などをすでに把握しているため、今回の追加検討にあたっては資料収集、現地調査、打合せの省略が可能となり、今回の業務を実施するにあたってはこれら費用の削減、及び履行期間の短縮が図られることから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定に基づき、株式会社西日本技術コンサルタントと随意契約を行いたい。 また、鳥羽市契約規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、株式会社西日本技術コンサルタント 1 者のみの見積り徴取としたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号
担 当 課	水道課